所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニ

ア共和国との間の条約

日本国及びアルメニア共和国は、

両国間 の経済関係の一 層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、 脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減 (第三国の居住者の間接的

な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの 仕 組み

を通じたものを含む。) の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意

図して、

次のとおり協定した。

第一条 対象となる者

1 この条約は、 一方又は双方の締約国の居住者である者について適用する。

2 この条約の適用上、 いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上

じて取得される所得は、 存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通 る限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。 一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われ

3 締約 条の規定に基づいて認められる特典に関する場合を除くほか、 この条約は、 国における課税に影響を及ぼすものではない。 第七条3、 第九条2、 第十八条、 第十九条、 第二十二条から第二十四条まで及び第二十七 方の締約国の居住者に対する当該一方の

第二条 対象となる租税

- 1 税 この条約は、 (課税方法のい 一方の締約国又は一方の締約 かんを問わない。)について適用する。 国の地方政府若しくは地方公共団体が課する所得に対する租
- 2 金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む。)は、所得に対する租税とさ 総所得又は所得の要素に対する全ての租税 (財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、 企業が支払う賃
- 3 この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

れる。

- (a) アルメニアにおいては、
- (i) 利得税
- (ii) 所得税

(以下「アルメニアの租税」という。)

- (b) 日本国においては
- (i) 所得税

(ii)

法人税

- ‴ 復興特別所得税
- (iv) 地方法人税
- (v) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

4 この条約は、 現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のあ 現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であっ

る当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第三条 一般的定義

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 領域 「アルメニア」とは、アルメニア共和国をいい、地理的意味で用いる場合には、アルメニア共 (陸地、 水域並びにこれらの下及び上空を含む。)であって、アルメニア共和国がアルメニア共 和 国の 和

玉 の国内法令及び国際法に基づいて主権的権利及び管轄権を行使するものをいう。

(b) 「日本国」 とは、 地理的意味で用いる場合には、 日本国の 租税に関する法令が施行されている全ての

領域 権 利を有し、 (領海を含む。)及びその領海の外側に位置する区域であって、 かつ、 日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域 日本国が国際法に基づいて主権的 (海底及びその下を含

む。)をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はアルメニアをいう。

(d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をい

- (f) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。
- (g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」 とは、 それぞれ一方の締約国の居住者が営む企

業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) における運送を除く。 おいてのみ運用され、 国 際運輸」 とは、)をいう。 か 船舶又は航空機による運送 つ、 当該船舶又は航空機を運用する企業が当該一 (当該船舶又は航空機が 方の締約国 一方の締約国内 [の企業でない場合 (T) 地点の 間に

- (i) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。
- (i) アルメニアにおいては、 財務省及び国家歳入委員会又は権限を与えられたこれらの代理者
- (ii) 日本国においては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者
- (j) 一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。
- (i) 当該一方の締約国の国籍又は市民権を有する全ての個人
- (ii) 当 該 方の締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、 組合又

は団体

- (k) 「事業」 には、 自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。
- (1) 一方の締約国の 「公認の年金基金」とは、 当該一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕

の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱わ

れ、

か

つ、次の①又は⑪の規定に該当するものをいう。

組

みであって、

当該

一方の締約国

- (i) る報酬を管理し、 専ら又は主として、個人に対する退職手当及び補助的若しくは付随的な手当又は他のこれらに類す 又は給付することを目的として設立され、 かつ、 運営される団体又は仕組みであっ
- て、 当 該 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって規制されるも

 \mathcal{O}

- (ii) して設立され、かつ、運営される団体又は仕組み 専ら又は主として、 当該一方の締約国 の他の公認の年金基金の利益のために投資することを目的と
- の下において独立した者として取り扱われるとしたならば(i)又は(i)の規定に基づいて公認の年金基金に 方の締約国 [の法令に基づいて設立される団体又は仕組みが、 当該一方の締約国の租税に関する法令

れ 仕組みの全ての資産及び所得は、 関する法令の下において公認の年金基金として取り扱われる独立した者とみなし、 該当することとなる場合には、 る所得として取り扱う。 当該団体又は仕組みは、この条約の適用上、当該一方の締約国の租税に 他の者ではなく、当該独立した者によって保有される資産及び取得さ かつ、当該団体又は

語がその適用 V) る法令における当該用語の意義は、 合意する場合を除くほか、 剜 に解釈すべき場合又は 方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、 の時点で有する意義を有するものとする。 この条約 両締約国 当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するもの \mathcal{O} の権限の 適用を受ける租税に関して当該一方の締約国 ある当局が第二十四条の規定に基づいて異なる意義につい 当該一方の締約国において適用される租税に関す の法令において当該用 文脈によ 7

2

第四条 居住者

とする。

1 設立場所、 この条約の適用上、 本店又は主たる事務所の所在地、 「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、 事業の管理の場所その他これらに類する基準によって当該 住所、

地方政府又は地方公共団体及び当該一方の締約国の公認の年金基金を含む。 方の締約国において租税を課されるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国、 きものとされる者を含まない。 住者」には、 一方の締約国内に源泉のある所得についてのみ当該一方の締約国において租税を課されるべ ただし、 当該一方の締約国の 「一方の締約国 一 の 居

- 2 1 の規定によって双方の締約国の居住者に該当する個人については、 次のとおりその地位を決定する。
- (a) な利害関係の中心がある締約国) を双方の締約国内に有する場合には、 当該個· 人は、 その使用する恒久的住居が存在する締約国 の居住者とみなす。 当該個人は、 その人的及び経済的関係がより密接な締約国 の居住者とみなす。 その使用する恒久的 ?住居 重要
- (b) をいずれの締約国内にも有しない場合には、 その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居 当該個人は、その有する常用の住居が存在する締約国の居

住者とみなす。

(c) 当該個人は、 その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、 当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、 両締約国の

権限のある当局は、合意によって当該事案を解決する。

3 与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。 国を合意によって決定するよう努める。 立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約 ある当局は、 1 の規定によって双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、 その者の本店又は主たる事務所の所在地、 そのような合意がない場合には、 その者の事業の実質的な管理の場所、 その者は、 この条約に基づいて 両締約国 その $\overline{\mathcal{O}}$ 権限の 者が 設

第五条 恒久的施設

1 部を行っているものをいう。 この条約の適用上、 「恒久的施設」とは、 事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一

- 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
- (a) 事業の管理の場所
- (b) 支店

(c) 事務所

工場

(f) (d) (e) 作業場 鉱

3

恒

久的施設」

には、

次 \mathcal{O}

ものを含む。

- Щ 石 油 又は天然ガスの坑井、 採石場その他 の天然資源を探査し、 又は採取する場所
- (a) これら 建築工事現場若しくは建設、 0 現場、 工事 又は活動が 九箇月を超える期間存続する場合に限る。 組立て若しくは据付けの工事 又はこれらに関連する監督活動。 ただし、
- (b) 月 単一の又は関連するプロジ 該役務の提供のために採用されたものに限る。 の期間 企業が行う役務の提供 において合計百八十三日を超える期間 (コンサルタントの役務の提供を含む。) ェクトにつき当該課税年度において開始し、 一方の締約国内において行われる場合に限る。 を通じて行われるもの。 であって、使用人その他の職 又は終了するいずれかの ただし、このような活動 十二箇 員 が **当**
- 活動 (a) \mathcal{O} に規定する活動 期間 (それぞれ三十日を超えるものに限る。) を合計して決定する。 の期間は、二以上の密接に関連する企業が一方の締約国 内の ただし、 同 一の企業が当該一方 の場所にお ζ, て行う

の締約国内において行う活動とその密接に関連する企業が当該一方の締約国内において行う活動とが関連 している場合に限る。 (a)に規定する活動の期間の決定に当たり、二以上の密接に関連する企業が同時に活

- 4 1 か ら3までの規定にかかわらず、 次の活動を行う場合には、 「恒久的施設」に当たらないものとす
- (a) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。

る。

動を行っている期間は、

一度に限り算入する。

- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、 又は情報を収集することのみを目的として、 事業を行う一

定の場所を保有すること。

- (e) 場所を保有すること。ただし、当該活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。 企業のために回から回までに規定されていない活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の
- (f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場

所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は

補助的な性格のものである場合に限る。

5 4 の規定は、 事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企

業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他 1 次の(a)又は(b) の規定に該当するときは、 当該一定の場所については、 の場所において事業活動を行う場合にお 適用しない。 ただし、 当該な 企

業及び当該企業と密接に関連する企業が当該 定の場所に おいて行う事業活動又は当該企業若しくは当該

企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、 体的な業務の

一部として補完的な機能を果たす場合に限る。

(a) この条の規定に基づき、 当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する

企業の恒久的施設を構成すること。

(b) 業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企

せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものでないこと。

当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。 代わって行動する者が、そのように行動するに当たって、反復して契約を締結し、 なるものを除く。) において、これらの契約が次の(3)から(c)までの規定のいずれかに該当するときは、 重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合 その者 の活動が、 を通じて行われたとしても4の規定により当該一定の場所が恒久的施設とはされない 4に規定する活動であって、 7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に 事業を行う一定の場所 (5の規定が適用されることと 又は当該企業によって 当該企業は、 その者が ただ

(a) 当該企業の名において締結される契約

こととなるもののみである場合は、この限りでない。

- (b) 当該企業が所有し、 又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与え
- (c) 当該企業による役務の提供のための契約

るための契約

7 6 の規定は、 一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者が、 当該一 方の締約国

内に、 は わ って行動する場合には、 適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代 おいて独立の代理人として事業を行い、かつ、 当該企業につき、この7に規定する独立の代理人とはされない。 当該企業のために通常の方法で当該事業を行う場合に

8 て事業 な に支配 方の され (恒 締 ているという事実のみによっては、 久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない。) 約国の居住者である法人が、 他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の いずれの一 方の法人も、 を行う法人を支配し、 他方の法人の恒久的施設とはされ 締 約 又はこれら 国内にお

分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント する場合又は他の者若しくは企業がその者及びその企業の若しくはその二の企業の受益に関する持分の五 又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有 関連するものとする。 方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によって支配されている場合には、 の条 の規定の適用上、 いかなる場合にも、 ある者又は企業とある企業とは、 ある者又は企業とある企業とは、 全ての関連する事実及び状況に基づいて、 一方が他方の受益に関する持

9

該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場 合には、 十パーセントを超えるもの 密接に関連するものとする。 (法人の場合には、 当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当

第六条 不動産所得

- 1 所得を含む。 方の締約国 に対しては、 の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得 当該他方の締約国におい て租税を課することができる。 (農業又は林業から生ずる
- 2 産 取の権利の対価として料金 産に関する一般法の規定の適用がある権利、 「不動産」 には、 **,** , とは、 かなる場合にも、 当該財産が存在する締約国 (変動制であるか固定制であるかを問わない。)を受領する権利を含む。 不動 産に附属する財産、 不動産用益権並びに鉱石、 「の法令における不動産の意義を有するものとする。 農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、 水その他の天然資源の採取又は採 「不動 船舶 不 動
- 3 1 \mathcal{O} 規定は、 不動 産の直接使用、 賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用す

及び航空機は、

不動産とはみなさない。

1及び3の規定は、 企業の不動産から生ずる所得についても、 適用する。

4

第七条 事業利得

1 る。 業を行う場合には、 他 方 方の締約 の締約国内にお 方 の締 約国 国 の企業の利得に対しては、 の企業が 2 いて事業を行わない限り、 の規定によって当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、 他方の締 約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の その企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該 当該一方の締約国においてのみ租税を課することが 当該:)締約国-他 内にお 方の 締 約国に でき て 事

お

いて租税を課することができる。

- 2 は、 る危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離し、 この条及び第二十二条の規定の適用上、 独立した企業であるとしたならば、 企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、 特に当該企業の他の構成部分との取引においても、 各締約国において1に規定する恒久的施設に帰せられる利得 使用する資産及び引き受け 当該恒久的施 か
- 3 方の締約国が、 いずれかの締約国の企業の恒久的施設に帰せられる利得を2の規定によって調整し、

設が取得したとみられる利得とする。

当局 締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、 締約国は、その利得に対する二重課税を除去するために必要な範囲に限り、 それに伴い、 は、 必要があるときは、 他方の締約国において租税を課された当該企業の利得に租税を課する場合には、 相互に協議する。 その利得に対して当該 両締約国の権限 当該他方の \mathcal{O} 他 ある 方の

4 \mathcal{O} 他 規定によって影響されることはない。 の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、 当該他の条の規定は、 この条

第八条 国際海上運送及び国際航空運送

- 1 該 方の締約国においてのみ租税を課することができる。 方の締 約 国 の企業が船舶又は航空機を国 際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、 当
- 2 類似する租税であってアルメニアにおいてこの条約の署名の日の後に課されるものを、 第二条の規定にかかわらず、 アルメニアの企業である場合には日本国の事業税を、 一方の締約国の企業は、 船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつ 日本国の企業である場合には日本国の事業税に 免除される。

3

1

及び2の規定は、

共同計算、

共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得

についても、適用する。

第九条 関連企業

1 税を課することができる。 に ために当該 るときは、 おいて、 次の(a)又は(b) 双方の企業の間に、 方の企業の利得とならなかったものに対しては、 その条件がないとしたならば一方の企業の利得となったとみられる利得であってその の規定に該当する場合であって、 独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、 そのいずれの場合においても、 これを当該一 方の企業の利得に算入して租 商業上又は資金上 又は課され 条件 \mathcal{O} 関係 \mathcal{O} 7

- (a) 方の締約国 \mathcal{O} 企業が 他方の締 約国 の企業の経営、 支配又は資本に直接又は間接に参加してい る場合
- (b) 同一の者が一方 ?の締約! 国 の企業及び他方の締約国 一の企業の経営、 支配又は資本に直接又は間接に参加

約国 られた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の締約国 方の締約国が、 の企業の利得に算入して租税を課する場合において、 他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締 その算入された利得が、 双方の企業の 間 $\overline{\mathcal{O}}$ 企業の 配に設け

2

ている場合

慮を払うものとし、 利得となったとみられる利得であるときは、 おいて課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、この条約 両締約国 の権限のある当局は、 当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国に 必要があるときは、 相互に協議する。 の他の規定に妥当な考

第十条 配当

- 1 お いて租税を課することができる。 方の締約国 の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、 当該他方の締約国
- 2 締約国 締 約 国 方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、 の居住者である場合には、 の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、 当該配当の額の五パーセントを超えないものとする。 当該一方の締約国においても、 当該配当の受益者が 当該 他方の 一方の
- 3 が、 場合には、 の期間を通じ、 2 他方の締約国の居住者であり、 の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、 当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。 次の(a)又は(b)に掲げるものの二十五パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である かつ、 当該配当の支払を受ける者が特定される日を含む三百六十五日 当該期間の計算に当たり、 当該配当の受益者 当該配

当の受益者である法人又は当該配当を支払う法人の合併、 分割その他の組織再編成の直接の結果として行

われる所有の変更は、考慮しない。

- (a) 当該配当を支払う法人がアルメニアの居住者である場合には、 当該法人の資本
- (b) 当該配当を支払う法人が日本国 「の居住者である場合には、 当該法人の 議 決権
- 4 2及び3の規定にかかわらず、 一方の締約国の居住者である法人の支払う配当が当該一方の締約国にお

て、 当該一 方の締約国 の法令に従って租税を課することができる。 ただし、 その租税の額は、 当該配当の

ける当該法人の課税所得の計算上控除される場合には、当該配当に対しては、

当該一方の締

約国

に

お

受益者が他方の締約国の居住者である場合には、 当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

5 2から4までの規定は、 配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすも

のではない。

6 生ずる所得及び他の権利から生ずる所得であって分配を行う法人が居住者である締約国の法令上租税に関 この条において、 「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利 (信用に係る債権を除く。) から

し株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

7 るときは、 である他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合にお 1 当該配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであ から4までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者 適用しない。この場合には、 第七条の規定を適用する。

8 締約! 方の締: る租 該 全部又は 他 一方の締: 税 方の締約国 国内に存在する恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。 約 も課することができず、 国 約 は、 部が当該 国 当該法-の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該 の居住者である法人が他方の締約 他 方の締約国内において生ずる利得又は所得から成るときにおいても、 人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、 また、 当該留保所得に対して租税を課することができない。 国内において利得又は所得を取得する場合には、 これらの配当及び留保所得の に対してい 当該配当 当該 他 かな 方の **当** 他

第十一条 利子

1 において租税を課することができる。 方の締約国内において生じ、 他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、 当該他方の締約国

当該利子の額の五パーセントを超えないものとする。

住者である場合には、

- 3 0) に対しては、 2 の規定にか 他方の締約 かわらず、 国にお 方の締約国内において生ずる利子であって次の匈又は他の規定に該当するも いてのみ租税を課することができる。
- (a) 他 団体によって全面的に所有される機関である場合 方の締 当該利子の受益者が、 約国 の中央銀行又は当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国 当該他 方の締約国、 当該他方の締約国 の地方政府若しくは地方公共団体、 の地方政府若しくは地方公共 当該
- (b) 保証された債権、 若しくは当該他方の締約国 方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、 これらによって保険の引受けが行われた債権又はこれらによって行われた間接融資に の地方政府若しくは地方公共団体によって全面的に所有される機関によって 当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の 当該利子が当該他方の締約国、 当該他 締 約国

係る債権に関して支払われる場合

- 4 受ける権利の有無を問わない。)から生ずる所得、特に、 券又は社債 し貸付金から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。 この条において、 て課される損害金は、 の割増金及び賞金を含む。)及び他の所得であって当該所得が生ずる締約国の法令上租税 「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権 利子には該当しない。 公債、 前条で取り扱われる所得及び支払の遅延に対 債券又は社債から生ずる所得 (担保の有無及び債務者の利得の分配を (公債、 に関 債
- 5 は、 基因となった債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、 において当該 1 第七条の規定を適用する。 か ら3までの規定は、 他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、 方の締約国 の居住者である利子の受益者が当該利子の生ずる他方の締約国内 適用しない。 当該利子の支払 この 湯合に 0

この条の規定の適用上、

6 基因となった債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、 ものであるときは、当該利子の支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、 とする。ただし、利子の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、 当該利子が当該恒久的施設によって負担される 当該一方の締約国内において生じたもの 当該利子の支払の 当該利子は、

当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。

7 び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額につ 双方と他の者との間 定に妥当な考慮を払った上で、 1 7 利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその のみ適用する。 この場合には、 の特別の関係によって、当該利子の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及 各締約国の法令に従って租税を課することができる。 支払われた額のうちその超過する部分に対しては、 この条約の 他 の規

第十二条 使用料

- 1 国において租税を課することができる。 方の締約 国内において生じ、 他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、 当該他方の締約
- 2 法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、 の居住者である場合には、当該使用料の額の五パーセントを超えないものとする。 方の締約国内において生ずる使用料に対しては、当該一方の締約国においても、 当該使用料の受益者が他方の締約国 当該一方の締約国の
- 3 この条において、 「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物 (映画フィルムを含む。)

支払金をいう。 対価として又は産業上、 の著作権、 特許権、 商標権、 商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての 意匠、 模型、 図面、 秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の 種 類の

4 にお この場合には、 の基因となった権利又は財産が当該恒久的 1 いて当該 及び2の規定は、 他方の締 第七条の規定を適用する。 約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、 方の締約国 の居住者である使用料の受益者が当該使用料の生ずる他方の締 施設と実質的な関連を有するものであるときは、 当該使用料の支払 適用しな 約 国 内

5 当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。 支払う債務が当該恒久的施設について生じ、 であるときは、 のとする。 使用料は、 ただし、 その支払者が一方の締 当該使用料の支払者がいずれかの締約国 使用料の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、 約国 の居住者である場合には、 かつ、 当該使用料が当該恒久的施設によって負担されるもの の居住者であるか否かを問わず、 当該一方の締約国内において生じたも 当該使用料は、 当該使用 料を

6 使用料の支払の基因となった使用、 権利又は情報について考慮した場合において、 使用料の支払者と受

は、 たならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意 益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によって、当該使用料の額が、その関係がないとし したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対して この条約の他 の規定に妥当な考慮を払った上で、 各締約国の法令に従って租税を課することができ

第十三条 譲渡収益

る。

- 1 て取得する収益に対しては、 方の締約国 の居住者が第六条に規定する不動産であって他方の締約国内に存在するものの譲渡によっ 当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課するこ する不動産を除く。) 方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産 の譲渡から生ずる収益 (当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての (第六条に規定
- 3 船舶又は航空機を国際運輸に運用する一方の締約国の企業が当該船舶若しくは航空機の譲渡又は当該船

とができる。

舶若しくは航空機の運用に係る財産 対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 (第六条に規定する不動産を除く。)の譲渡によって取得する収益に

4 きる。 三百六十五 数の合計がその種類 するものによって直接又は間接に構成される場合には、 れる場合において、 て取得する収益に対しては、 方の締 ただし、 約 日 (T) 国 当該株式又は同等の持分が第二十八条4份に規定する公認の 期間 の居住者が法人の株式又は同等の持分 当該一方の締約 の株式又は同等の持分の総数の五パーセント以下であるときは、この限りでな \mathcal{O} いず ħ 当該株式又は同等の カ の時点において、 国 「の居住者及びその特殊関係者が所有する当該株式又は同等の 持分の 第六条に規定する不動 (組合又は信託財 当該他方の締約国に 価 値の五・ 十パーセント以上が、 産であって他方の 産の持分を含む。) おい 有価証券市場にお て租税を課することがで 当該)締約国-0) 譲渡に先立 譲渡によっ いて取引さ 内に存在 持分の つ

5 国においてのみ租税を課することができる。 1 から4までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約

第十四条 給与所得

1 次条、 第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、 一方の締約国の居住者がその勤務に

ない限り、 われる場合には、 ついて取得する給料、 当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 当該勤務について取得する給料、 賃金その他これらに類する報酬に対しては、 賃金その他これらに類する報酬に対しては、 勤務が他方の締約国内において行われ 勤務が他方の締約国内において行 当該 他方

2 膕 を課することができる。 に対しては、 1 の規定にか 次 の (a) かわらず、 から

に

ま

で

に

規

定

す

る

要

件

を

満

た

す

場

合

に

は

、 方の締約国 の居住者が 他方の締約国内において行う勤務について取得する報 当該一 方の締約国に お į١ ての 4 租税

の締:

約国において租税を課することができる。

- (a) が当該他 当該課税年度において開始し、 方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。 又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、 当該報酬の受領者
- (b) 当該 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであるこ
- 3 (c) 1 当該報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設によって負担されるものでないこと。 及び2の規定にかかわらず、 一方の締約国の居住者が、 船舶又は航空機の通常の乗組員の一員とし

る船 て、 国際運輸に運用される船舶内又は航空機内において行う勤務 舶内又は航空機内において行う勤務を除く。)について取得する報酬に対しては、 (他方の締約国内においてのみ運用され 当該一 方の 締約国

第十五条 役員報酬

においてのみ租税を課することができる。

格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、 方 の締 約国 の居住者が他 方の締約 国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関 当該他方の締約国において租税を課すること の構成員 への資

第十六条 芸能人及び運動家

ができる。

- 1 得に対しては、 第十四条の規定にかかわらず、 音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所 当該他方の締約国において租税を課することができる。 一方の締約国の居住者が演劇、 映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳
- 2 は、 芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合に 当該所得に対しては、 第十四条の規定にかかわらず、 当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国

において租税を課することができる。

第十七条 退職年金

次条2の規定が適用される場合を除くほか、 一方の締約国の居住者が取得する退職年金その他これに類す

る報酬に対しては、 当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十八条 政府職員

1 (a) 方の締約国又は 一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、

われる給料、 個人に対して、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払 賃金その他これらに類する報酬に対しては、 当該一方の締約国におい ての み租税を課する

ことができる。

(b) もっとも、 当該役務が他方の締約国内において提供される場合において、当該個人が次の⑴又は⑴の

規定に該当する当該他方の締約国の居住者であるときは、その給料、賃金その他これらに類する報酬に

対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

- (ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの
- 2 (a) は は 供される役務について、個人に対して、 ては、 地方公共団体が設立し、 地方公共団体によって支払われ、 1の規定にかかわらず、一方の締約国又は 当 該 方の締約国におい 若しくは拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬 てのみ租税を課することができる。 又は当該一方の締約国若しくは当該 当該一方の締約国若しくは当該一 一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提 方の締: 方の締: 約国 約国 一の地方政府若しく 0 地 方政 府若しく 説に対
- (b) は、 とができる。 もっとも、 当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、 当該. 個 人が 他方の 総総国 の居住者であり、 当該他方の締約国におい かつ、 当該他方の締約国 ての $\overline{\mathcal{O}}$ 国民である場合に み 租税を課するこ
- 3 に ついて支払われる給料、 方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務 賃金、 退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条まで

第十九条 学生

の規定を適用する。

方の締: にお のために受け取る給付 国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国 専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約 いては、 約国内にお 租税を課することができない。 いて最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間につい (当該一方の締約国外から支払われるものに限る。) に対しては、 事業修習者の場合には、 [の居住者であったものがその生計、 この条に定める租税の ての み適用する。 当 該 免除は、 教育又 方の 当該 締 は 約 訓 練 玉

第二十条 匿名組合

 \mathcal{O} ** \ 締 て行う出資につい この条約 約 他 方の締約国の法令に従って租税を課することができる。 国における当該所得の支払者の課税所得 \mathcal{O} 他 の規定に て取得する所得に対しては、 かかわらず、 方の締: 約国 の計算上控除される場合には、 当該 の居住者が匿名組合契約その他これに類する契約に基づ 所得が 他方の締 約国内において生じ、 当該他方の締約国におい か つ、 当 該 他方

第二十一条 その他の所得

1 対しては、 方の締約国 当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 の居住者が受益者である所得 (源泉地を問わない。) であって前各条に規定がないものに

おいて、当該所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであ の受益者が他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合に るときは、 当該所得については、 適用しない。この場合には、 第七条の規定を適用する。

3 には、 得の額が、 従って租税を課することができる。 のうちその超過する部分に対しては、 1に規定する所得の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間 この条の規定は、 その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超える場合 その合意したとみられる額についてのみ適用する。 この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、 の特別の関係によって、 この場合には、 各締約国の法令に 当該所 当該所 得の 額

第二十二条 二重課税の除去

- 1 アルメニアにおいては、二重課税は、 次の方法によって除去される。
- (a) する場合には、アルメニアは、 アルメニアの居住者がこの条約の規定に従って日本国において租税を課することができる所得を取得 日本国において納付される日本国の租税の額を当該居住者の所得に対す

いものとする。 アルメニアの租税の額のうち、 るアルメニアの租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、 日本国において租税を課することができる所得に対応する部分を超えな 当該控除が行われる前に算定された

(b) される場合においても、 の免除された所得を考慮に入れることができる。 アルメニアの居住者が取得する所得についてこの条約の規定に従ってアルメニアにおいて租税が免除 アルメニアは、 当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たり、 そ

2 に従 ち当該所得に対応する額を超えないものとする。 住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、 アルメニア内において取得する場合には、当該所得について納付されるアルメニアの租税の額は、 日 日 本国以外の国において納付される租税を日本国の 本国においては、 日本国の居住者がこの条約の規定に従ってアルメニアにおいて租税を課することができる所得を 二重課税は、 次の方法によって除去される。 租税から控除することに関する日本国の法令の規定 日本国の租税の額のう 当該居

第二十三条 無差別待遇

ことはない。 は課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重い 租税又はこれに関連する要件であっ ものを課される 若しく

3 て、 方の締約国 この3の規定は、一方の締約国に対して、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該 同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。 方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、 の居住者に認める租税上の人的控除、 救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義 当該他方の締約国におい

務付けるものと解してはならない。

4 の企 玉 第九条1、第十一条7、第十二条6又は第二十一条3の規定が適用される場合を除くほか、 の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、 業の課 税利得の算定に当たり、 当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同 使用料その他の支払金については、 当該一 方の 一方の締約 締 約国

様

の条件で控除するものとする。

- 5 する要件であって、 税若しくはこれに関連する要件以外の 直接又は間接に所有され、 方の締: 約国 の企業であってその資本の全部又は一部が 当該一方の締約国 又は支配されているものは、 もの又はこれらよりも重い \mathcal{O} 類似 \mathcal{O} 他 の企業に課されており、 当該一 他方の締約国 方の締約国に ものを課されることはない。 一又は二以上の居住者によって 若しくは課されることが おい て、 租税又はこれに かる租 関 連
- 6 公共団体が課する全ての種 この条の規定は、 第二条の規定にか 類 の租税について適用する。 かわらず、 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方

第二十四条 相互協議手続

1 ととなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、 方又は双方の締 約 国 の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けるこ

に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。 いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定

- 2 約国 締約 すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、 1に規定する申立てを受けた一方の締約国の権限のある当局は、 国の権限のある当局との合意によってその事案を解決するよう努める。 の法令上 の い かなる期間制限にもかかわらず、 実施されなければならない。 当該申立てを正当と認めるが自ら満足 成立した全ての合意は、 他方の 両締
- 3 除去するため、 決するよう努める。 両 締約 国 |の権限 相互に協議することができる。 \mathcal{O} 両締約国 ある当局は、 の権限のある当局は、 この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解 また、 この条約に定めのない場合における二重課税を
- 4 約国 両締約国の権限のある当局は、

 2及び3に規定する合意に達するため、

 直接相互に連絡すること |の権限 のある当局又はその代表者によって構成される合同委員会を通じて連絡することを含む。)が (両締
- 5 (a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案につい

できる。

て、 1の規定に従って当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b) 当局に提供された日から二年以内に、 ための合意に達することができない場合において、 当該事案に対処するために両締約国 2の規定に従い の権限のある当局が要請した全ての情報が 両締約国 の権限のある当局が当該事案を解決する 両締約国 の権限のある

事項は、 決 \mathcal{O} 当該者が書面により要請するときは、 \mathcal{O} あ 権 の事項に る当局は、 両 限の 締約[ある当局 仲裁に付託されない。 つい 国の法令上のい この5の規定の実施方法を合意によって定める。 ていずれ の合意を受け入れない場合を除くほか、 か かなる期間制限にもかかわらず、 の締約国 当該事案によって直接に影響を受ける者が、 0 当該事 裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、 案の未解決の事項は、 当該仲裁決定は、 実施されなければならない。 仲裁に付託される。 仲裁決定を実施する両 両締: 約国を拘束するも ただし、 両締約国 当該. 未 当該未解 『の権限 締 解 約国 0 決 \mathcal{O}

第二十五条 情報の交換

1

は地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令 両締約国 の権限のある当局は、 この条約の規定の実施又は両締約国若しくは両締約国 (当該法令に基づく課税がこの条約の 「の地方政府若しく

規定に反しない場合に限る。)の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。 情報の交換は、 第一条及

び第二条の規定による制限を受けない。

2 情報と同 提供した他方の締約国 た情報は、 決定において開示することができる。 な目的の 行若しくは訴追、 (裁判所及び行政機関を含む。 1 の規定に基づいて一方の締約国が受領した情報は、 ためにのみ使用する。 様に秘密として取り扱うものとし、 両締約国 当該租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局 の法令に基づいて他の目的 の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、)に対してのみ開示される。 これらの者又は当局は、 第一文から第三文までの規定にかかわらず、 1に規定する租税の賦課若しくは徴収、 のために使用することができる場合において、 当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した 当該情報を公開の法廷における審理又は司 これらの者又は当局は、 他の目的のために使用する 方の 当該情報をその 当該租税に関する執 締約国が受領 当該情報を 法上の よう

3 1及び2の規定は、 いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解

してはならない。

ことができる。

- (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
- (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国 の法令の下において又は行政の通常の運営において入手すること

ができない情報を提供すること。

- (c) る情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。 営業上、 事業上、 産業上、 商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにすることとな
- 4 目的 己 文に規定する義務は、 の課税目的 のために必要でないことのみを理由として、 方の締約国がこの条の規定に従って情報の提供を要請する場合には、 のために必要でないときであっても、 3に定める制限に従うが、 締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解し その制限は、 当該情報を入手するために必要な手段を用いる。 **\ かなる場合にも、 他方の締約国は、 当該情報が 当該情報 自己 $\overline{\mathcal{O}}$ 課税 が自 第
- 5 供を拒否することを認めるものと解してはならない。 くは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、締約国が情報の提 3 の規定は、 いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若し

てはならない。

第二十六条 租税の徴収における支援

1 両締約国は、 租税債権の徴収について相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による

制限を受けない。 両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法を合意によって定めることがで

きる。

2 この条において、 「租税債権」とは、 次に掲げる租税 (その課税がこの条約又は両締約国が当事 国と

なっている他の取極 の規定に反しない場合に限る。) の額並びに当該租税の額に関する利子、 行政上の金

銭罰及び徴収又は保全の費用をいう。

- (a) アルメニアにおいては、
- (i) 第二条3(a)に掲げる租税
- (ii) 付加価値税
- (b) 日本国においては、
- (i) 第二条3(b)(i)から(i)までに掲げる租税
- (ii) 復興特別法人税

- iii 消費税
- iv 地方消費税
- (vi) 贈与税

(v)

相

続税

- (c) その 他 0 租税で両締約 国 .の政府が外交上の公文の交換によって随時合意するもの
- (d) あ って、 (a) これらの規定に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの 日 0) 後に課され る租 税で
- 3 づいて当該 その徴収における支援の要請の時において当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国 方の 締 租税債権の徴収を停止させることができない場合には、 約 玉 \mathcal{O} 租 税債権が当該一 方の締約国の法令に基づいて執行することができるものであ 当該租税債権は、 当該一 方の締 の法令に基 約国 り、 か \mathcal{O}
- 満たす当該他方の締約 ものとする。 当該 租 税 国の 債権は、 租税債権であるとした場合と同様に、 この3の規定に基づいて当該他方の締約国 当該他方の締約国により、 が 要請することができる条件を 当該他方の締

権限のある当局

の要請に基づいて、

他方の締約国

の権限のある当局によって徴収のために引き受けられる

4 玉 を有する場合であっても、 のとする。 る当局 1 が て執行することができない 保 債権につい 方の 0 全の措置をとることができるものである場合には、 締 要請に基づいて、 当該 約 国 他 \mathcal{O} 租税 方 当該他-0 締約 債権が当該一方の締約国 当該 国 方の締約 他方の締約 ものである場合又は当該 は、 租税債 その保全の措置をとる時において当該 「の法令に従って当該保全の措置をとる。 権が当該 国 の権限のある当局によって保全の措置の 他 「の法令に基づきその徴収を確保するために当該 方の 海約 租税債権を負担する者がその徴収 当該 国 $\overline{\mathcal{O}}$ 租 租税債権であるとし 税債権は、 租税債権が当 当該一 ために引き受けら 方の締 た場合と同様に、 該 を停止 方の 約 国 させ 締 \mathcal{O} 方 約 権 る権 \mathcal{O} れ 玉 限 締約 当該 に \mathcal{O} お あ 利

約

国

の租税の執行及び徴収について適用される当該他方の締約国の法令に従って徴収される。

5 る当局によって引き受けられた租税債 される優先権を与えられない。 において租税債権であるとの理 ある当局によって引き受けられた租税債権は、 3 及び 4の規定に か かわらず、 3 又 は 由によって適用される時効の対象とされず、 3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の 権は、 4に規定する徴収又は保全の措置のために一 当該一方の締約国において、 当該一方の締約国において、 他方の締約国の法令の下に また、 当該一 方の締: 方の締: その理 締約国 由 約 約 に 国 玉 よって適 \mathcal{O} \mathcal{O} 法 権 \mathcal{O} 権限の 限 令の お \mathcal{O} 下 あ 用 1

租

税

て、

国

て当該租税債権について適用される優先権を有するものではない。

6 締約 た租 方 果を有することとなる場合には、 たならば当該 の締 3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国 税債権 国 |の権限 約 国 |の権限 の徴収に当たって当該一方の締約 他 のある当局は、 方の締約国 \mathcal{O} あ る当局 の法令に従い当該 当該 に通知する。 当該他-方の締: 方の 約 締約国 国 国がとった措置は、 租税債権について適用される時効を停止し、 『が当該 の法令の下にお 租 税債 権の徴収についてとった措置につい 当該措置が の権限のある当局によって引き受けられ いて同 様 他方の締 の効果を有する。 約国によってとられ 又は中断する効 当該 て当該他 方の

7 政 機関に提起され 方の 締 約 国 \mathcal{O} 租税 債権 の存在、 有効性又は金額に関する争訟の手続は、 他方の締約国 一の裁判所又は行

債権, その事実を速やかに通知し、 くなった場合には、 を徴収 方の締: 約 国 当 該 |の権限 当該一方の締約 方の締約国に送金するまでの間に、 のある当局が3又は4の規定に基づいて要請した後、 当該他方の締約 国 の権限のある当局は、 玉 「の権限のある当局の 当該 当該: 租 他 税債権が次の匈又は他の規定に該当しな 方の締 選択により、 約 国 他方の締約国が関連する租税 $\overline{\mathcal{O}}$ 当 該 権限のある当局に対して 一方の締 約国 $\overline{\mathcal{O}}$ 権限

8

のある当局は、その要請を停止し、又は撤回する。

(a) とができるものであり、かつ、 3の規定に基づく要請については、 当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租 当該租税債権が、 当該一方の締約国の法令に基づいて執行するこ

税債権の徴収を停止させることができないものであること。

- (b) を確保するために保全の措置をとることができるものであること。 4の規定に基づく要請については、 当該租税債権が、 当該一 方の締約国がその法令に基づきその徴収
- の条の規定は、 7 かなる場合にも、 一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解し

9

てはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)

公の秩序に反することとなる措置をとること。

(c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づいて徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとっ

ていない場合に支援を行うこと。

(d) 当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支

援を行うこと。

第二十七条 外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、 国際法の一 般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員

の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条 特典を受ける権利

1 方の締約国の居住者である法人は、 第十条3の規定に基づいて特典が与えられる時において2に規定

する適格者に該当する場合を除くほか、 当該特典を受ける権利を有しない。 ただし、 当該特典を受けるこ

とに関して、この条に別段の定めがある場合は、 この限りでない。

2 方の締約国の居住者である法人は、次の匈又は他の規定に該当する場合には、 第十条3の規定に基づ

(a) 当該特典が与えられる時において、その主たる種類の株式が一又は二以上の公認の有価証券市場にお

いて通常取引されている場合

1

て特典が与えられる時において、適格者とする。

(b) 当該特典が与えられる時及びその時を含む十二箇月の期間の総日数の半数以上の日において、

 \mathcal{O} 方の締約国 株式 の五 十パーセント以上を直接又は間接に所有する場合 の居住者である者であって次の(j)から(j)までの規定のいずれかに該当するものが、 当該法人

- (i) 個人
- (ii) 当該 方の 締 約国、 当該一方の締約国 の地方政 府若しくは地方公共団体、 当該 一方の締 約国の 中 央
- (ii) (a)の規定に基づいて適格者とされる法人

銀行又は当該一

方の締

約国若しくは当該一

方の締:

約国

 \mathcal{O}

地方政府若しくは地方公共団

体

 $\overset{\cdot \cdot }{\mathcal{O}}$

機関

3

受けた他方の締約国 で、 に基 \mathcal{O} \mathcal{O} でないことについて十分に立証するときに限り、 業務の遂行が第十条3の規定に基づいて与えられる特典を受けることをその主たる目的 当該特典を与えることができる。 方の締: づい て特典を与えない締約 約国 \mathcal{O} 居住者である法人が適格者に該当しない場合においても、 の権限のある当局は、 国 $\overline{\mathcal{O}}$ 権限 一方の締約国 のある当局に対して、 当該要請を認め、 当該権限のある当局は、 の居住者である法人からこの3の規定に基づく要請を 又は拒否する前に、 当該法人の設立、 この条約の目的を考慮 当該法人が、 当該一方の締約国の権限 取得若しくは維持又はそ の一つとしたも 1及び2の規定 した上

のある当局と協議する。

- 4 この条の規定の適用上、
- (a) 「主たる種類の株式」 とは、 合計して法人の議決権及び価値の過半を占める一又は二以上の種類の株

式をいう。

(b) 「公認 の有価 証券市場」 とは、 次の有価証券市場をいう。

(i)

いずれ

カ

の締約国の法令に基づいて設立され、

かつ、

規制される有価証券市場

- (ii) 両締約| 国 \mathcal{O} 権限のある当局が合意するその他の 有価証券市 場
- 5 (a) (i) 該所得が 方の締約国 . 両締: 約国以外の国又は地域の内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取 の企業が他方の締約国内において所得を取得し、 かつ、 当該一 方の締約国において当

り扱われ、 カュ

(ii) 当 該 一方の締約国において当該恒久的施設に帰せられる利得について租税が免除される場合におい

の締約国内に存在したならば当該一方の締約国において当該所得に対して課されたであろう租税の 両締約国以外の国又は地域において当該所得に対して課される租税の額が、 当該恒久的施設が当該一 額の 方

場合には、この5の規定が適用される所得に対しては、 六十パーセントに満たないときは、当該所得について、この条約に基づく特典は、与えられない。 締約国の法令に従って租税を課することができる。 この条約の他の規定にかかわらず、 当該他方の この

- (b) は、 業 会社が行う保険業又は登録された証券会社が行う証券業を除く。)を含まない。 の活動 (a) の規定は、 企業が自己の勘定のために投資を行い、 から生じ、 (a)に規定する他方の締約国内において取得される所得が恒久的施設を通じて行わ 又は当該活動に付随するものである場合には、 管理し、 又は単に保有するもの 適用しない。 (銀行が行う銀行業、 ただし、 当該 事 'n 業に 保険 る事
- (c) が とが正当であると判断するときは、 ない場合においても、 否する前に、 居住者から第一文に規定する要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、 (a)及び(b)の要件を満たさなかった理由 方の締約国 当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。 の居住者が取得する所得について@の規定に基づいてこの条約に基づく特典が与えられ 他方の締約国 当該所得について当該特典を与えることができる。一方の締 「の権限のある当局は、 (例えば、損失の存在) を考慮した上で、 当該居住者からの要請に応じて、 当該要請を認め、 当該特典を与えるこ 当該居住者 又は拒 約 国の

6 断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連す 受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判 る規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、 この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約に基づく特典を その所得については、 当該特典は、 与えられ

第二十九条 効力発生

な

- 1 交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。 この条約は、 両締? 約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されるものとし、 その承認を通知する外
- 2 この条約は、次のものについて適用する。
- (a) 始する各課税年度の租税 課税年度に基づいて課される租税に関しては、 この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開
- (b) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後

に課される租税

- 3 (a) 2の規定にかかわらず、第二十四条5の規定は、次の事案について適用する。
- (i) 両締約 国 の政府が外交上の公文の交換によって合意する日以後に第二十四条1の規定に従って申し

立てられた事案

- (ii) í)に規定する日 の前に第二十四条1の規定に従って申し立てられた事案。 この場合には、 当該事 案
- (b) て、 ある当局は、 のを締結する場合には、 ニアが、 アル の未 仲裁に関する規定 にのみ基づいて日本国以外の国又は地域とアルメニアとの間で適用されるものに限る。)を含むも メニアが第二十四条5の規定を実施するための国内的な根拠及び手続を導入した場合又はアル 解決の事 この条約 これらの場合に該当することとなった後直ちに、 項は、 の署名の 同 (同条1の規定に相当する当該協定の規定に従って事案の申立てをする者からの 両締約国 日から二年を経過するまでは、 日 0 後に、 の政府は、 所得に対する租税に関する二重課税 (a)i)に規定する日について合意する。アルメニアの権限の 仲裁に付託され 日本国の権限のある当局に対してその旨 な \mathcal{O} 口 避 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 協定であ メ 0

4 2の規定にかかわらず、 第二十五条及び第二十六条の規定は、これらの規定の対象となる租税が課され

を通知する。

る日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この条約の効力発生の日から適用する。

5 及び4の規定に従ってこの条約が適用される租税について、この条約が適用される日以後、 国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約及び議定書(以下「旧条約」という。) 千九百八十六年一月十八日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本 日本国とアル は、 2

メニアとの間において適用されなくなる。

6 を有するとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。 ていずれ この条約 か の締約国 の効力発生の時において旧条約第十七条の規定に基づく特典を受ける権利を有する個人であっ の居住者であるものは、 この条約の効力発生の後においても、 旧条約がなおその効力

7 旧条約は、 1から6までの規定に従って適用される最後の日に日本国とアルメニアとの間において終了

する。

第三十条 終了

条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに外交上の経路を この条約は、 一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。 いずれの一方の締約国も、 この

通じて他方の締約国に対して終了の通告を行うことによって、この条約を終了させることができる。この場

合には、この条約は、次のものについて適用されなくなる。

当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始す

る各課税年度の租税

(a)

課税年度に基づいて課される租税に関しては、

(b) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課

される租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千二十四年十二月二十六日にエレバンで、ひとしく正文である日本語、アルメニア語及び英語により本

書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

アルメニア共和国のために

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回 [避の防 止 0) ため Ď 日本国とアルメニア共

和国との間 この条約 。 以 下 「条約」という。) の署名に当たり、 日本国及びアル メニア共和国は、 条約 の不可

分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約第五条の規定に関 Ĺ 同条2に規定する事業の場所は、 それぞれ、 同条1の要件を満たす場合に限

り、同条1に規定する恒久的施設を構成することが了解される。

2 条約第十一条の規定に関し、 アルメニアが、 条約の署名の日の後に、 日本国以外の国又は地 地域との 削 \mathcal{O}

協定であって、 同条2に定める所得に対するアルメニアにおける課税を同条2に規定する税率より も低

税率に制限 Ĺ 又は当該所得についてアルメニアにおける租税を免除する規定を含むものを締結する場合

には、 して交渉を開始する。 両締約国は、 日本国 アルメニアの権限のある当局は、 の要請に基づき、その低い税率又は租税の免除を条約に規定することを目的と この場合に該当することとなった後直ちに、 日本

国の権限のある当局に対してその旨を通知する。

- (a) (i) 係る裁判所若しくは行政審判所の手続が停止され、 2の規定に従って両締約国の権限のある当局の合意によって事案を解決するための手続 において ることを理由として、 一又は二以上の同一の事項に関する事案について裁判所又は行政審判所において手続が係属中であ 「相互協議手続」 一方の締約国の権限のある当局が、 という。)を停止した場合には、 又は当該事案に係る訴訟若しくは審査請求が 当該事案について、条約第二十四条1及び 同条56に規定する期間は、 (以下この3 当該事案に 取 'n
- (ii) て合意した場合には、条約第二十四条50に規定する期間は、 事案の申立てをした者及び一方の締約国の権限のある当局が、 当該相互協議手続の停止が解除される 相互協議手続を停止することについ

まで、進行を停止する。

下げられるまで、

進行を停止する。

(iii) 両締 締約国の権限のある当局によって要請された追加の重要な情報を適時に提供しなかったことについて 事案によって直接に影響を受ける者が条約第二十四条500に規定する期間の開始の後にいずれかの 約国 の権限のある当局が合意する場合には、 当該期間は、 その要請された情報の提出の期限とさ

れた日に開始し当該情報が提供された日に終了する期間と等しい期間延長する。

- (b)i 仲裁人の任命については、次の規則を適用する。
- (aa) ある仲裁人によって構成される。 仲裁のための委員会は、 国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の個人で
- (bb)れ 人は、 の締 各締約国 約国 仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。 の国民又は居住者でもあってはならない。 の権限のある当局は、 一人の仲裁人を任命する。 このようにして任命された二人の 仲裁のための委員会の長は、 仲裁 *(*) ず
- (cc)ず、かつ、これらの者から独立していなければならず、当該事案に係る仲裁手続を通じて、 裁手続に関して仲裁人が公平であり、かつ、独立しているという外観を損なうおそれのある行為を 平性及び独立性を維持しなければならず、並びに当該仲裁手続の後の妥当な期間において、 務省並びに事案によって直接に影響を受ける全ての者及びその顧問に対して公平でなければなら 仲裁. 人は、 それぞれ、 任命を受諾する時において、 両締約国の権限のある当局、 税務当局及び財 当該仲 その公

行ってはならない。

- (ii) 条2及び両締約国 を取り扱うことについて書面によって合意することを確保する。 両締約国の権限のある当局は、 の関係法令に規定する秘密及び不開示に関する義務に従って仲裁手続に関する情報 仲裁人及びその職員が、 仲裁手続の実施に先立って、条約第二十五
- (iii) は、 又は仲裁 ために必要な範囲に限る。 令の適用上、 条約第二十四条及び第二十五条の規定並びに情報の交換、 記報は、 情報 人の候補者が受領する情報及び (当該候補者につい 条約第二十五条1の規定に基づいて交換された情報とみなす。 仲裁人及びその職員 ては、 の開示を受けることができる者又は当局とみなす。 (仲裁人一人について三人までに限る。 当該候補者が仲裁人の要件を満たすことができることを確認する 両締約国の権限のある当局が仲裁の 秘密及び行政支援に関する両締約 ため 並びに仲裁 仲裁 の委員会から受領す \mathcal{O} ため 人の Ó 委員会 玉 補者 の法
- (c)(i) 仲裁決定は、最終的なものとする。
- (ii) れなかったものとし、 仲裁決定は、 両締約国を拘束しない。 いずれかの締約国の裁判所による最終的な決定によって当該仲裁決定が無効とされる 仲裁手続 (b) (i) 及び (i) 並びに (f) の規定に係るものを除く。) は、行われなかっ この場合には、条約第二十四条5に規定する仲裁の要請は、 行わ

ついて合意する場合を除くほか、 たものとする。この場合には、 両締約国の権限のある当局が新たな仲裁の要請は認められないことに 新たな仲裁の要請を行うことができる。

- ☆ 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。
- (d) (i) け入れない場合には、 事案によって直接に影響を受ける者が、 当該事案について、 仲裁決定を実施する両締約国の権限 両締約国の権限のある当局による更なる検討は、 のある当局の合意を受 行わ れな
- (ii) 終了させない場合には、 政審 権限 い場合又は当該合意と整合的な方法によって当該事項に関する係属中の訴訟手続若しくは行政手続を 事案によって直接に影響を受けるいずれかの者が、 このある 判所に対し当該合意において解決された全ての事項に関する訴訟若しくは審査請求を取り下げな る当局の合意についての通知がその者に送付された日の後六十日以内に、 当該合意は、 当該事案によって直接に影響を受ける者によって受け入れられ 当該事案に係る仲裁決定を実施する両締約国の 裁判所若しくは行
- (e) 条約第二十四条及びこの3の規定の適用上、 仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決

なかったものとする。

場合には当該事案に関する仲裁手続は終了し、 る相互協議手続も終了する。 定を両締約国の権限のある当局に送付するまでの間に、 次のí)又はíjの規定に該当する場合には当該事案に関す 次の(j)から凹までの規定のいずれかに該当する

- (i) 両 締 約 国 の権限のある当局が、 条約第二十四条2の規定に従い当該事案を解決するための合意に達
- する場合
- (ii) 当該事案の申立てをした者が、 仲裁の要請又は相互協議手続の申立てを撤回する場合
- (iii) 当該 事案の未解決の事項についていず ħ か の締 約国 の裁判所又は行政審判 所が決定を行う場合
- (f) 実施に関する費用は、 権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、 各締 約 国 |の権限 のある当局は、 両締約国の権限のある当局が均等に負担する。 自らの費用及び自らが任命する仲裁人の 仲裁のための委員会の長の費用その他仲裁手続の 費用を負担する。 両 締 約 国 \mathcal{O}
- (g) 条約第二十四条5及びこの3の規定は、条約第四条3の規定に該当する事案については、適用しな

\ \ \

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十四年十二月二十六日にエレバンで、ひとしく正文である日本語、アルメニア語及び英語により本

書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

アルメニア共和国のために